

令和7年4月1日施行 改正建築基準法・改正建築物省エネ法
法改正で変わる「住宅」の手続き講習会／基礎編

令和7年2月19日（水）13:30～ 県庁地下大会議室

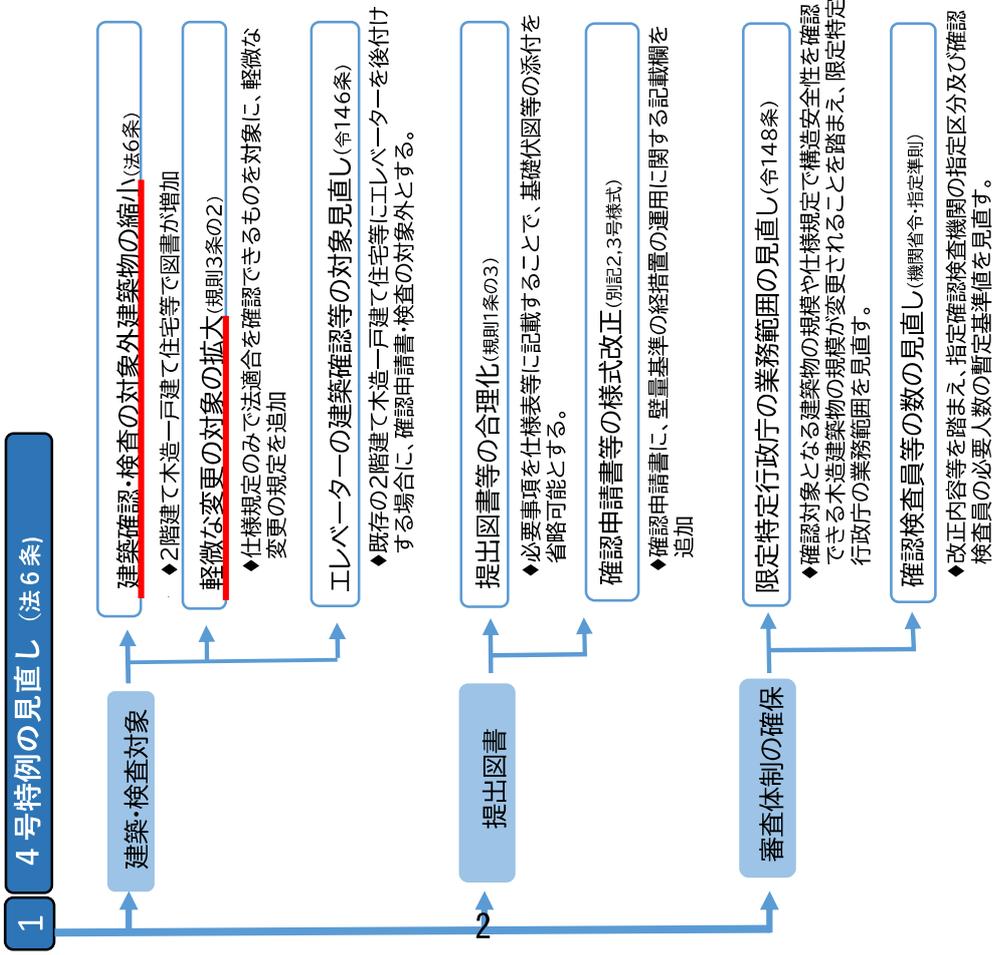
主催：熊本県、一般財団法人熊本県建築住宅センター

内 容	予定時間
1 建築基準法及び建築物省エネ法の改正について	45分
2 法改正後の木造戸建て住宅の図面作成例について	
1) 省エネ法関係分	30分 (途中10分休憩)
2) 建築基準法関係分	45分
3 建築士サポートセンターについて	10分
4 完了検査の留意事項について	15分
5 その他留意事項について (小屋裏物置等の取扱い、盛土規制法の自己点検シートの活用)	15分
6 その他 (やさまち事前協議関係、建築物耐震関係)	10分

使用テキスト等

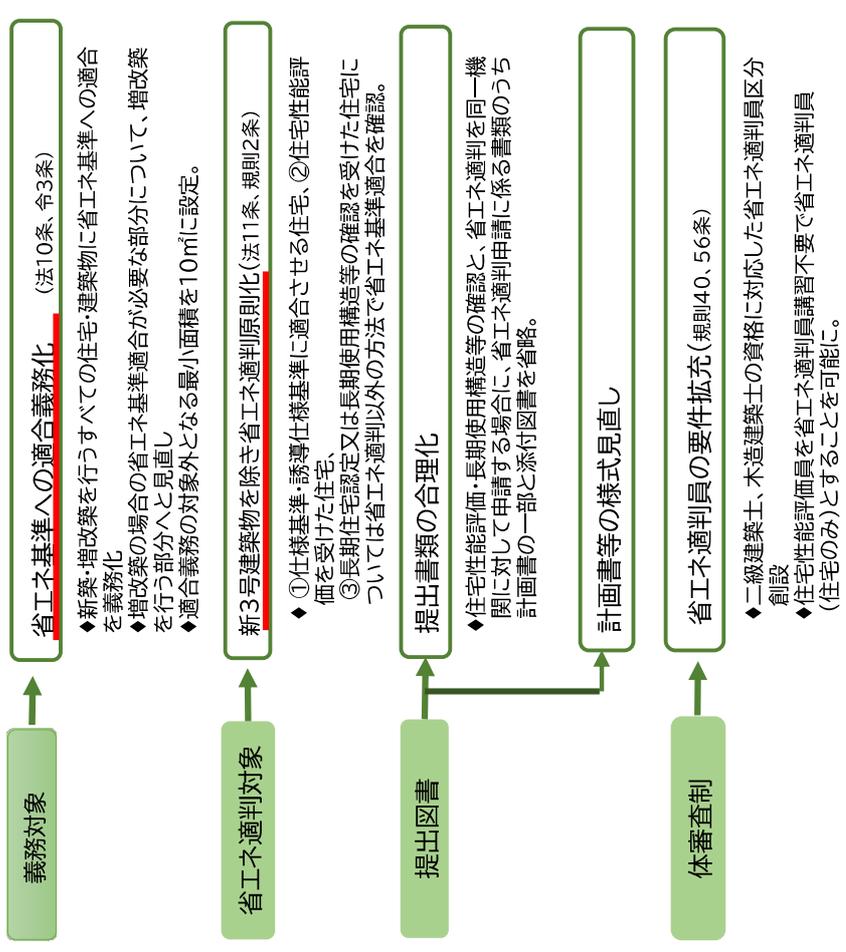
- ①当資料（次第 ＋エアコンのエネ区分判断 ＋完了検査関係 ＋気候風土住宅 ＋小屋裏物置等の取扱い資料 ＋盛土規制法の自己点検シート）
- ②2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）の確認申請・審査マニュアル
- ③2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）の確認申請・審査マニュアル（ダイジェスト版）
- ④省エネ基準適合義務制度の解説
- ⑤建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明会資料
- ⑥熊本県版 確認申請図書の作成例【暫定版】
- ⑦確認検査等の手数料一覧表（特定行政庁分）
- ⑧パンフレット「小規模な木造住宅等が新たに建築確認の対象となります。」
- ⑨パンフレット「熊本県建築士サポートセンター」
- ⑩パンフレット やさまち事前協議関係
- ⑪パンフレット 盛土規制法関係
- ⑫パンフレット 建築物耐震関係

建築基準法・建築物省工不法改正(令和7年4月1日施行)の概要

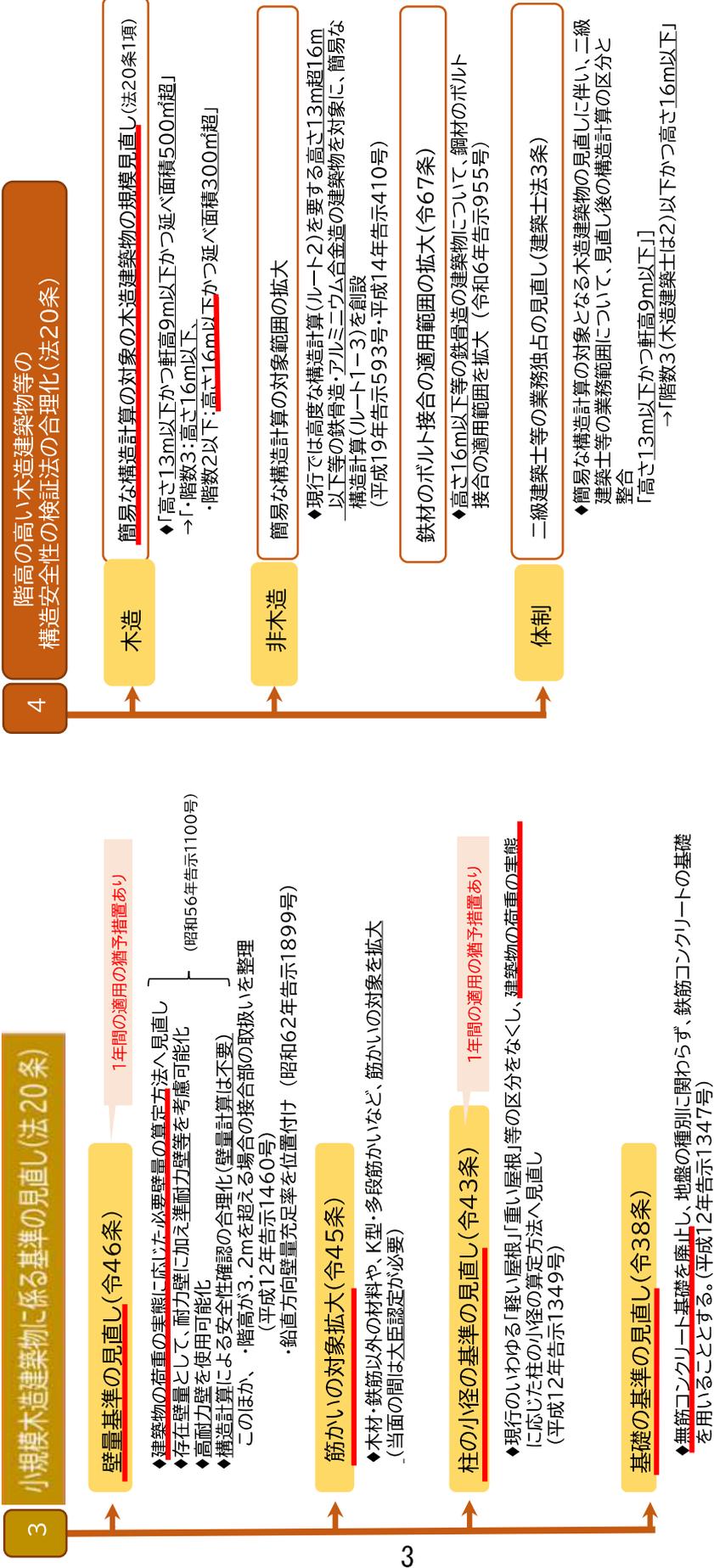


2 省工不基準適合義務化

※以下、条文番号については建築物省工不命令を指す。



建築基準法・建築物省工不法改正(令和7年4月1日施行)の概要



ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分の判断

仕様基準におけるルームエアコンの適否は、暖房能力及び冷房能力 (W) をそれぞれの定格消費電力 (W) で除した数値【COP】が、以下の算出式による基準値以上であることにより判断を行うこととなっている。

基本	暖房 COP	定格暖房能力 (W) / 定格消費電力 (W) \geq $-0.321 \times \text{暖房能力 (kW)} + 6.16$
	冷房 COP	定格冷房能力 (W) / 定格消費電力 (W) \geq $-0.504 \times \text{冷房能力 (kW)} + 5.88$

★ただし、実務上は暖房性能と冷房性能を同時に確認できるようにするため、冷房能力のみから【COP】の計算を行い、その結果をエアコンの能力に応じて、下表に示す (い)、(ろ)、(は) 欄の数値以上かどうかで判断することがほとんどとなっている。

ここで、仕様基準の基準値は、下表 (ろ) の区分に該当するため、(い) 又は (ろ) の区分に該当する場合は、仕様基準に適合と判断可能である。

冷房能力	冷房 COP	定格冷房能力 (W) / 定格消費電力 (W)	⇒下表に当てはめる
------	--------	-------------------------	-----------

定格冷房能力 (W) : JIS B 8615-1 に定められた冷房能力のこと。機器仕様表等により確認する。

定格冷房消費電力 (W) : JIS B 8615-1 に定められた冷房能力試験条件の標準試験条件下で定格冷房能力で稼働している際に消費する電力のこと。機器仕様表等により確認する。

※2台以上のルームエアコンを設置する場合、「主たる居室」に2台以上のルームエアコンディショナーを設置する場合、又は「その他の居室」に2台以上のルームエアコンディショナーを設置する場合は、最も省エネ性能値が低い機器で評価する。

表 定格冷房エネルギー消費効率の区分(い)(ろ)(は)の条件

定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率の区分を満たす条件		
	区分 (い)	区分 (ろ)	区分 (は)
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上 ((い) 未満)	4.78 未満
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上 (同上)	4.62 未満
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上 (同上)	4.47 未満
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上 (同上)	4.27 未満
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上 (同上)	4.07 未満
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上 (同上)	3.87 未満
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上	3.62 以上 (同上)	3.62 未満
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上 (同上)	3.36 未満
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上 (同上)	3.06 未満
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上 (同上)	2.71 未満
6.3kW を超え 7.1kW 以下	2.42 以上	2.31 以上 (同上)	2.31 未満

【計算例】

冷暖房設備機器表							
機器番号	機器名称	台数	機器使用(50Hz)	電気容量			参考型式
				Φ	V	KW	
AC-1	ルームエアコン	6	方式:空冷ヒートポンプ方式	1	100		●●社
	(BEタイプ洋室1		設置形式:壁掛け形 冷媒:R32		(冷)	0.5	-V22
			冷房能力:2.5KW 暖房能力:2.8KW		(暖)	0.53	定格冷房エネルギー消費効率区分
			冷媒配置:6.35Φ×9.52Φ 圧縮機:0.65KW				
			付属品:ワイヤレスリモコン,防振ゴム,室外機基礎用ブロック,エアカットバルブ他一式共				

1 定格冷房能力 (W) = 2.5KW

2 定格冷房消費電力 (W) = 0.5KW

3 定格冷房エネルギー消費効率 = $1 \div 2 = 5.0$

【冷房COP】

4 区分の判断結果 = 表に示す 区分 (い) に該当 . . . 仕様基準に適合

木造軸組工法 【完了検査】 チェックシート

令和 年 月 日

建築工事名	工事								
建築物概要	【構造】 木造軸組工法	造【階数】	地上	階	地下	階【延べ面積】	m ² 【高さ】	m	
建築場所									
確認済証	【確認済証番号】	第	号	【交付年月日】	令和	年	月	日	
	【計画変更確認済証番号】	第	号	【交付年月日】	令和	年	月	日	
建築主	【氏名】								
	【住所】								
工事監理者	【資格】	()	建築士	()	登録第	号			
	【氏名】								
	【建築士事務所登録】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号			
	【建築士事務所名】								
	【所在地】	【電話番号】 — —							
工事施工者	【氏名】								
	【営業所名(※)】	【建設業の許可】 ()					第	号	
	【所在地】	【電話番号】 — —							

※ 営業所とは、本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう(建設業法第3条第1項)。

検査項目	a 検査内容・判定基準等			b 検査・確認結果						
	a-1 検査内容	a-2 判定基準	a-3 検査に用いる図書	b-1 工事施工者記入欄	b-2 工事監理者記入欄	b-3 建築主事・指定確認検査機関記入欄				
	左記検査項目に対応する建築基準法令の規定に基づく検査の内容を示す。	検査内容に対応する建築基準法令の規定の該当条項を示す。	規則第1条の3に規定する図書等のうち、検査で照合を行う図書を示す。	A: 目視検査 B: 計測検査 C: 協力業者の行った工事に対する受入れ検査結果を報告書等によって確認	A: 目視による立会い確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画等・計測記録確認報告書等による確認	A: 目視検査 B: 計測検査 C: 検査結果報告書等による検査	1次検査	2次検査	法令適合確認	
1 全体共通事項	1.1 工事監理状況の確認	完了検査申請書第4面「工事監理の状況欄」の記載事項を確認し、工事監理が適切に行われていることを確認	規則第4条 規則第4条の4 規則第19号様式	完了検査申請書及び添付図書	A・B・C ・自主検査記録の作成	A・B・C ・必要書類の作成	A・B・C	/	/	/
		建築工事の実況について確認申請書・添付図書との不整合部分の有無を確認		確認済証及び添付図書			A・B・C	A・B・C	合・否	合・否
	1.2 敷地の状況確認	敷地の高低差、がけ等の状況確認(確認、許可等の手続きが必要な補壁がある場合は、これらの手続きがなされていること)	法第19条 法第88条 令第138条 令第142条 地方公共団体が定める条例	付近見取図 配置図 断面図、 (工作物確認済証及び添付図書等)	A・B・C ・自主検査記録、計測記録の作成	A・B・C ・自主検査記録等による確認	A・B・C	/	/	/
		柱、はり、壁、床版①の位置・スパン寸法・階高の確認	令第3章第6節 令第3章第8節	各階床伏図 軸組図 構造詳細図	A・B・C ・測定記録の作成	A・B・C ・測定記録による確認	A・B・C	/	/	/
	1.3 建築物の外観・形状・寸法	コールドジョイント、ジャンカ、かぶり厚不足等の施工不良がないことを確認	令第3章第6節 令第3章第8節	施工方法等計画書	A・B・C ・自主検査記録の作成	A・B・C ・自主検査記録による確認	A・B・C	/	/	/
		Exp. Jの位置、離隔寸法の確認		各階床伏図 構造詳細図	A・B・C ・自主検査記録の作成	A・B・C ・自主検査記録による確認	A・B・C	/	/	/
	2.1 設計地盤(地盤補強等を含む)の確認	支持地盤の位置、種類、支持力等の確認 (地盤調査計画) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	令第38条 平12建告第1347号 令第42条 令第93条 平13国交告第1113号	敷地断面図 基礎・地盤説明書 基礎伏図	A・B・C ・基礎・地盤説明書の確認	A・B・C ・基礎・地盤説明書の確認	A・B・C	/	/	/
		基礎の種類及び位置、長さ、径、位置、偏心による補強、底版寸法、主筋の径、本数、位置、定着	令第38条 平12建告第1347号 令第73条 令第79条	基礎・地盤説明書 基礎伏図 構造詳細図	A・B・C ・自主検査記録の作成 ・地盤補強工事報告書の確認	A・B・C ・自主検査記録による確認 ・地盤補強工事報告書の確認	A・B・C	/	/	/
	2.2 基礎・基礎ぐり①の種類、配筋	偏心による補強等の確認	令第38条	基礎伏図 構造詳細図	A・B・C ・偏心による補強要領書(施工図等)の作成(※変更があった場合のみ記入)	A・B・C ・偏心による補強要領書(施工図等)による確認(※変更があった場合のみ記入)	A・B・C	/	/	/
		地中ばり①の断面寸法、主筋径、本数、位置、定着方法、継手(位置、長さ)、あばら筋の位置、径、間隔、形状	令第38条 令第73条 令第78条 令第79条	基礎伏図 構造詳細図 軸組図	A・B・C ・配筋検査記録の作成	A・B・C ・配筋検査記録による確認	A・B・C	/	/	/
2.3 地中ばり②(立ち上がり部を含む)	偏心による補強	令第38条	基礎伏図 構造詳細図 軸組図	A・B・C ・偏心による補強要領書(施工図等)の作成(※変更があった場合のみ記入)	A・B・C ・偏心による補強要領書(施工図等)による確認(※変更があった場合のみ記入)	A・B・C	/	/	/	
	鉄筋の品質(JIS規格、大臣認定)の確認	法第37条	使用構造材料一覧表 構造詳細図	A・B・C ・材料検査記録の作成(規格証明書、タグ、ロールマーク確認)	A・B・C ・材料検査記録による確認(規格証明書、タグ、ロールマーク確認)	A・B・C	/	/	/	
2 地盤・基礎	2.4 使用建築材料の品質	コンクリートの品質(JIS規格、大臣認定)の確認 ※プレキャストコンクリートを除く	法第37条	使用構造材料一覧表 構造詳細図	A・B・C ・フレッシュコンクリートの品質管理記録の作成 □ 塩化物量試験 検査者: ツプル数: 試験結果: □ アルカリ骨材反応性試験 検査者: ツプル数: 試験結果:	A・B・C ・フレッシュコンクリートの品質管理記録による確認	A・B・C	/	/	/
		コンクリートの圧縮強度試験結果が設計基準強度以上であることの確認	令第74条、 昭56建告第1102号	使用構造材料一覧表 構造詳細図 施工方法等計画書 検査申請書添付資料	A・B・C ・構造体コンクリートの圧縮強度の検査記録の作成 検査者: ツプル数: 試験結果:	A・B・C ・構造体コンクリートの圧縮強度試験成績書による確認	A・B・C	/	/	/

検査項目	a 検査内容・判定基準等			b 検査・確認結果						
	a-1 検査内容	a-2 判定基準	a-3 検査に用いる図書	b-1 工事施工者記入欄	b-2 工事監理者記入欄	b-3 建築主事・指定確認検査機関記入欄				
	左記検査項目に対応する建築基準法令の規定に基づく検査の内容を示す。	検査内容に対応する建築基準法令の規定の該当条項を示す。	規則第1条の3に規定する図書等のうち、検査で照合を行う図書を示す。	A：目視検査 B：計測検査 C：協力業者の行った工事に対する受入れ検査結果を報告書等によって確認	A：目視による立会い確認 B：計測等による立会い確認 C：施工計画等・計測記録確認報告書等による確認	A：目視検査 B：計測検査 C：検査結果報告書等による検査	1次検査	2次検査	法令適合確認	
				上記のいずれか又は複数の方法で適合していることを検査又は確認した。 (注) A, B, Cの該当するものを丸で囲む。また、検査記録を作成、確認したものに○印をつける	上記のいずれか又は複数の方法で適合していることを検査又は確認した。 (注) A, B, Cの該当するものを丸で囲む。また、検査記録を作成、確認したものに○印をつける	上記のいずれか又は複数の方法で適合していることを検査した。 (注) A, B, Cの該当するものを丸で囲む。	合格	合格	確認日	
軸組工法	3.1 材料	① 木材の品質（節・腐れ等）	法第37条 令第41条	使用建築材料表 使用構造材料一覧表	A・B・C ・納品書の確認 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・自主検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
		② 部材寸法の確認			A・B・C ・納品書の確認 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・自主検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
	3.2 土台	基礎との緊結状況（アンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置）	令第42条 令第47条	基礎伏図 1階床伏図 構造詳細図	A・B・C ・構造躯体検査記録の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
	3.3 柱	① 欠込み部の補強	令第43条	各階床伏図 軸組図 構造詳細図	A・B・C ・構造躯体検査記録の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
		② 接合部	令第47条	各階床伏図 軸組図 構造詳細図	A・B・C ・構造躯体検査記録の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
	3.4 はり	構造耐力上支障のある欠込み	令第44条	各階床伏図 軸組図 構造詳細図	A・B・C ・構造躯体検査記録の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
	3.5 床組	火打ち材の設置状況	令第46条 H28国交第691号 令第22条	各階床伏図 構造詳細図	A・B・C ・構造躯体検査記録の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
	3.6 筋かい、耐力壁	① 欠込み部の補強	令第45条 令第46条 令第47条	各階床伏図 軸組図 構造詳細図	A・B・C ・構造躯体検査記録の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
		② 接合部			A・B・C ・構造躯体検査記録の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
	3.7 小屋組	必要な振止め設置状況	令第46条	小屋伏図 構造詳細図	A・B・C ・構造躯体検査記録の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/
3.8 防錆措置等	① 防錆措置 ② 防蟻措置	令第49条	構造詳細図	A・B・C ・施工完了報告書の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/	
4 屋根瓦（粘土瓦、セメント瓦）	瓦の緊結方法（軒・げらば、棟、平部）	令第39条 S46年建告第109号	仕様書 構造詳細図	A・B・C ・施工完了報告書の作成 ・協力業者による自主検査記録の確認	A・B・C ・検査記録の確認	A・B・C	/	/	/	
5 添付書類等										
6 考察	工事施工者			工事監理者		建築主事・指定確認検査機関				
7 検査結果に伴う手続き及び処置	1 計画変更確認等の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 2 確認図書との不整合部分の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 3 不整合部分があった場合の措置 (<input type="checkbox"/> 法令不適合 <input type="checkbox"/> 追加説明書提出指示 <input type="checkbox"/> 軽微な変更処理) 4 法令不適合の場合の不適合通知処理年月日・処理番号 (令和 年 月 日) 5 不適合通知後の処理 <input type="checkbox"/> 違反建築物として特定行政庁に連絡・通知 <input type="checkbox"/> 6 追加説明書提出の場合の措置 <input type="checkbox"/> 受理年月日・番号 (令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 7 軽微な変更処理の場合の措置 <input type="checkbox"/> 変更図面提出 <input type="checkbox"/>									

出典：建築構造審査・検査要領 一実務編 検査マニュアルー 2012年版 P303～
(発行 一般財団法人 建築行政情報センター)

省エネ基準工事監理報告書（木造戸建て：仕様基準）

令和 年 月 日

●●指定確認検査機関の長（●●県建築主事）様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者 ●● ●●

物件概要

建築主	●● ●●	(一社)住宅・建築SDGs推進センター発行 :「設計・監理資料集」P2-18より抜粋
工事名称	●●棟邸 新築工事	
敷地の地名地番	●●市●●町●●一●	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況	仕様書、断面図	A・ B ・C ・計測 ・施工記録書等	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（附属部材や庇の設置状況を含む）	仕様書、平面図	A・B・C ・目視 ・納入伝票等	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式	機器表	A・B・C ・目視 ・納入伝票等	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況	機器表	A・B・C ・目視 ・納入伝票等	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式	機器表	A・B・C ・目視 ・納入伝票等	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況	機器表	A・B・C ・目視 ・納入伝票等	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況	機器表	A・B・C ・目視 ・納入伝票等	適・不適
5. 照明設備	① 非居室の照明設備の仕様、設置状況	機器表	A・B・C ・目視 ・納入伝票等	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況	機器表	A・B・C ・目視 ・納入伝票等	適・不適

[注意]

- 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に基づく図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A:目視による立会確認 B:計測等による立会確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

新2号建築物（木造住宅等）の完了検査申請時の工事写真について

熊本県建築課

令和7年4月に全面施行される改正建築基準法に伴い、建築士が工事監理を行うことによる検査の特例の対象が縮小され、木造2階建て住宅等の新2号建築物は、検査の特例がなくなりました。

このため、これらの建築物の完了検査時には以下の点に留意の上、検査を受検くださるようお願いいたします。

1 工事写真の添付について

- 完了検査申請書として工事写真の添付は必要ありませんが、書類検査として現地で直接検査ができない部分を確認するために、工事写真等の確認を行いますので、工事写真の撮影・整理を行ってください。

2 工事写真の例について

- 適切に工事監理がなされていることを確認するために、少なくとも以下の内容の工事写真は、撮影・整理を行ってください。

対象		写真の部分
材料		<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包等 鉄筋、コンクリート、柱、梁、筋交い、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具
基礎	地業後	<ul style="list-style-type: none"> 支持地盤の状況
	コンクリート打設前	<ul style="list-style-type: none"> 配筋の状況（底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等） アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック） 型枠の施工状況（各部の寸法、立上り型枠補強）
	コンクリート打設後	<ul style="list-style-type: none"> 脱型時期の記録 ジャンカ、コールドジョイント等の有無
木造の部分		<ul style="list-style-type: none"> 防腐防蟻処理の範囲 柱、筋交い、耐力面材、火打材、桁行筋交い等構造部材の配置 接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋交い端部、火打、土台 接合部に応じた接合具の種類、本数 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
屋根		<ul style="list-style-type: none"> 瓦等、屋根ふき材の留付状況
大臣認定品		<ul style="list-style-type: none"> 耐力壁、準耐力壁等
省エネ関係（仕様基準）		
	断熱材	<ul style="list-style-type: none"> 各部分の厚さ、取付け状況
	換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ダクトの施工状況

出典：2階建て木造戸建て住宅等確認申請・審査マニュアル P158

（発行：一般財団法人 日本建築防災協会、一般財団法人 建築行政情報センター）

国基準を準用

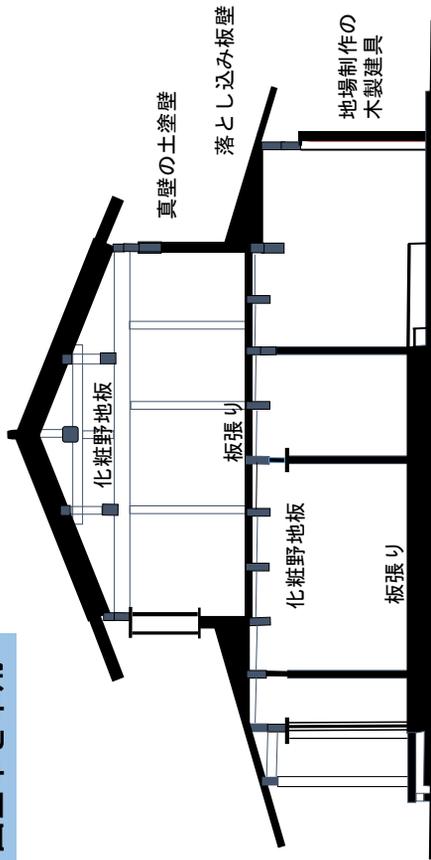
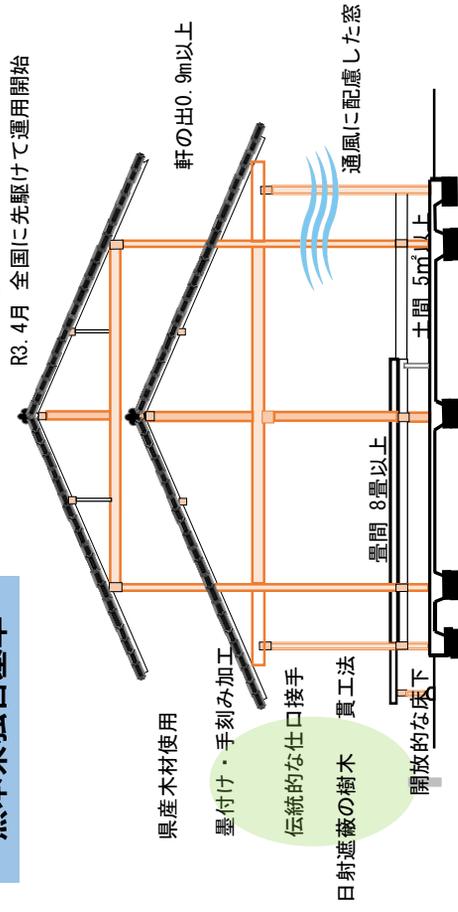
国土交通省 気候風土適応住宅

気候風土適応住宅告示 (R1国交告第786号) 第2項

熊本県独自基準

「くまもと型伝統工法」を用いた木造住宅

R3. 4月 全国に先駆けて運用開始



次のイ～ハのいずれかに該当するもの

イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること
ロ	外壁が両面を真壁とした落とし込み板壁であること
ハ (1)及び(2)に該当	(i) 外壁が片面を真壁造とした土塗壁であること
	(ii) 外壁が片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
	(iii) 外壁が過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
(2)に該当	(i) 屋根が化粧野地天井であること
	(ii) 床が板張りであること
	(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)	(i) くまもと型伝統構法による木造建築物であること ・「くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針」に基づき設計された木造建築物であれば可とする。 (ii) 構造材(柱・梁・母屋及び土台)に用いる木材は熊本県産材とし、墨付け及び手刻みによる加工を伝統的な継手仕口を用いたものであること ※熊本県産材は、県内で生産された素材を加工した木造製品とする。 (iii) 貫工法等であること ・貫を用いた軸組構法は可とする。 (iv) 床下が開放的であること ・石畳でや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可とする。
(2)	(i) 軒の出が0.9m以上であること (ii) 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること ・高窓・天窓や地窓の設置、上下や対面に窓を設置する、又は部屋間を通して複数の窓から自然の風が入り可能な間取りであること。(欄間を設けることも可) (iii) 主な居室の大きな窓(掃き出し窓・連窓)が多層構造の建具であること又は縁側を設置したものであること ・多層構造の建具とは、障子、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。 ・縁側は外縁は含まない。
(iv)	D. 畳の間(8畳以上又は13.2㎡以上の広さ)又は土間(5㎡以上の広さ)を設置したものであること ・畳の間については(2)(ii)との併用により広さを確保することでも可とする。 ・広さは芯々寸法による。
(v)	E. 南又は西方向の開口部付近には日射を遮蔽するための樹木を複数本植えたものであること ・外壁等で日射を遮蔽できるものを除く。